

那覇市中心市街地交通広場電気コンセント設備使用要綱

平成 24 年 1 月 4 日
建設管理部長決裁

(主旨)

第 1 条 この要綱は、電気コンセント設備のある那覇市中心市街地における道路の一部である広場で電気コンセント設備(以下「電気設備」という。)を使用する場合の必要事項について定める。

(承認)

第 2 条 道路占用許可を受けた者のうち電気設備を使用しようとするものは、事前に電気設備の使用について道路管理課と調整し、その承認を受けること。

(目的外使用の禁止)

第 3 条 前条の承認を受けた者(以下「電気設備使用者」という。)は、道路占用許可を受けた目的以外には電気設備を使用しないこと。

(損害賠償)

第 4 条 電気設備使用者は、電気設備を使用するにあたり那覇市又は第三者に損害を与えた場合はその損害を賠償すること。

(使用電力量の確認)

第 5 条 電気設備使用者は、電気設備の使用前及び使用後の電気メータそれぞれの数値を写真撮影した後、当該写真を使用電力量確認書(別紙様式)に貼付するとともに必要事項を記入し、電気設備使用終了後 7 日以内に道路管理課へ提出すること。

(電気料金等)

第 6 条 電気料金等は、沖縄電力株式会社電気料金単価等(従量電灯)により算定し、電気設備使用者が負担するものとする。

(減免)

第 7 条 市長は、本市主催の催しで電気設備を使用するときは、電気料金等を減免することができる。

(電気料金等の納付等)

第 8 条 電気設備使用者は、電気料金等を納付書発行日から起算して 14 日以内に納付するものとする。

2 市長は、既に納付した電気料金等は返還しない。

(その他)

第 9 条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成 24 年 1 月 4 日から施行する。

様式(第5条関係)

使用電力量確認書(電気メータ)

占用場所:

占用日時: 年 月 日 ~ 年 月 日

イベント名:

	<p>(使用前)</p> <p>_____ kwh</p>
--	-------------------------------

	<p>(使用后)</p> <p>_____ kwh</p>
--	-------------------------------

<p>使用電力量(使用后 - 使用前)</p>	<p>_____ kwh</p>
---------------------------	------------------

記入例： 電気メータ WH - 1、WH - 2、WH - 3すべてについて作成してください

様式(第5条関係)

使用電力量確認書 (電気メータ WH - 1)

占用場所：牧志23号(牧志駅前交通広場)
 占用日時： _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日
 イベント名： _____ × × × × ×

	<p>(使用前)</p> <p style="text-align: right;">_____ . kwh</p>
---	--

	<p>(使用后)</p> <p style="text-align: right;">_____ . kwh</p>
--	--

<p>使用電力量 (使用后 - 使用前)</p>	<p>_____ . Kwh</p>
----------------------------	--------------------